

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

飯積向古河線	路線名
加須市向古河字下悪戸二五四 五番三地先から 同市向古河字下悪戸二七四三 番一地先まで	供用開始の区間
令和元年八月二日	供用開始の期日
令和元年八月二日付け埼玉県行田県土 整備事務所長告示第六号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長一二七・六〇メートル	備考